

## 規範項目 22

## 労働

## 機械・装置・器具等の適正な管理

使用する機械・装置・器具等は、必ず事前の点検と安全装備の確認を行い、異常がある場合には、調整又は修理を受けるなどの必要な措置をとりましょう。

## 取組事項

- ・ 使用する機械・装置・器具・容器・設備及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施する。
- ・ 機械・装置・器具等の定期点検の実施記録を作成し、保存する。
- ・ 計量機器等も定期的に点検・校正を行い、その結果を記録・保存する。

## 【安全な機械・装置・器具の購入】

導入時は、価格や性能だけでなく安全性も考慮しましょう。中古機械は、安全キャブや安全フレーム等の安全装備の状態、取扱説明書の有無を確認し、適切な整備がされているものを購入しましょう。

## 【点検・整備】

使用前後の点検・整備は使用期間を延ばすだけでなく、安全に使用する上でも重要です。

- (1) 使用前には、取扱説明書を熟読し、安全装備を含めて点検を行い、操作や取扱い方法等を確認する。
- (2) 取扱説明書は、保管場所を定め、作業者がいつでも取り出して読める状態にしておく。
- (3) 点検後、異常がある場合は、整備又は修理を受けるまでは使用しない。
- (4) 指定された定期交換部品の交換を忘れずに行う。
- (5) 点検・整備記録を作成し、保存する。
- (6) 法令に基づく点検を必ず受け、法令の規定がなくても、年1回の点検を行う。
- (7) 使用後は、速やかに清掃し、屑、泥、ほこりの除去等、衛生管理にも配慮する。

## 【格納庫】

格納庫は、出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積を確保し、点検・整備の際のスペースも考慮して、床面を舗装しましょう。また、内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、常に換気ができるよう、換気窓や換気扇等を設置しましょう。

## 【機械の保管】

- (1) 保管時の事故防止のため、機械の昇降部は下げておく。
- (2) 鍵は、必ず外して所定の場所に保管する。
- (3) 搭載式やけん引式の作業機は、機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用し、これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整備を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せる。

## 【その他】

計量機器も定期的な点検・校正を行い、法令に基づく定期検査を受けましょう。

ボイラー及び圧力容器を設置・使用する場合は、法令に基づき必要な届出や取扱作業主任者を設置し、定期自主検査の実施と検査記録の作成・保存(保存期間:3年間)が必要です。



図1 配電器具の管理

配電器具も破損等がないように、定期的に点検、修繕を行う。



図2 機械の取扱注意事項の管理

破損や汚れがないように管理し、始動前に指差し確認を行う。



図3 計量機器の準備

定期検査を行い、誤って他の用途に使用することがないように、「農薬用」等の識別をする。



図4 点検・整備記録の作成・保存

いつでも点検・整備の実施状況を確認できるように、点検・整備記録を作成・保存する。

出典:農林水産省国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)

## 【根拠法令等】

- ・農作業安全のための指針について(平成14年度農林水産省通知)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年度農林水産省通知)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年度農林水産省通知)
- ・計量法(平成4年法律第51号)



## 規範項目 23

## 労働

## 機械・装置・器具等の適正な使用

機械等を取扱う際は、各種法令に従い、使い慣れていても取扱説明書を十分に理解して、適切に使用することが重要です。また、機種に応じた運転免許の取得など、必要な手続きを実施した上で、使用しましょう。

## 取組事項

- ・ 機械等の緊急時の対応(動力遮断方法等)を確認しておく。
- ・ 機械等の機種に応じた運転免許やナンバープレートを取得する。
- ・ トラクターの公道走行やドローン等の飛行に係る手続きを適切に行う。

## 【乗用型・歩行型機械の安全使用】

- (1) 緊急時に備えて、全作業員で動力遮断方法やエンジンの停止方法などを確認しておく。
- (2) 機械の始動前に、付近の人の状況と駐車ブレーキがかかっていることを確認してから始動する。
- (3) 乗用型トラクターは、必ずシートベルトを着用する。
- (4) 乗用型トラクターは、耕うん等の作業時以外には必ず左右ブレーキを連結する。
- (5) 歩行型トラクターの後進時は、路面状態や後方を確認し、エンジンの回転速度を下げ、ゆっくりと主クラッチをつなぐ。
- (6) 作業機への巻付き、詰まり等を除去する際には、必ずエンジンを停止して行う。
- (7) 作業機の着脱作業は、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、必ずスタンド等を使用して行う。
- (8) 道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は、運搬車による移動をする。

## 【運転免許】

トラクターで公道を走行する場合には、道路交通法により自動車運転免許が必要です。免許の種類は大型特殊自動車、小型特殊自動車ですが、トラクターの大きさや最高速度で区分されます。

長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km/h以下の全ての条件を満たす場合は小型特殊自動車免許が、1つでも条件を超えれば大型特殊免許が必要になります。

また、トラクターにけん引車両を装着し、車両総重量が750kg以上の車両をけん引する場合は、大型特殊免許のほか、けん引免許も必要です。

## 【ナンバープレート】

車両区分が「小型特殊自動車」の場合、地方税法に基づき、納税標識(ナンバープレート)の交付申請及び道路走行の可否に限らず車両への取付義務が定められています。車両区分が「大型特殊自動車」の場合、道路運送車両法に基づき、管轄の運輸支局へ自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付申請及び車両への取付義務が定められています。

## 【トラクターの公道走行に係る留意事項】

### (1) ロータリー等直装式作業機を装着しての公道走行

作業機を装着したトラクターで公道を走行する場合は、トラクターに装備された灯火器類、トラクター単体及び作業機の全幅、安定性、必要な免許区分を確認しましょう。

### (2) けん引式農作業機を装着しての公道走行

けん引式農作業機を装着したトラクターで公道を走行する場合は、けん引式農作業機が保安基準などの一定の条件を満たすか、けん引式農作業機の灯火器類の確認、トラクター単体及びけん引式農作業機の全幅の確認、安定性の確認、必要な免許区分を確認しましょう。

※詳細は、以下、農林水産省HP(作業機付きトラクターの公道走行について)を確認してください。

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html#1guide](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html#1guide)

## 【無人航空機(無人ヘリコプター、ドローン(マルチローター)の使用】

### (1) 使用前の手続き

ドローンによる農薬散布等を行う場合は、国土交通大臣の許可を得るための手続きが必要です。飛行の許可・承認は、飛行開始予定日の10開庁日前までに、管轄の空港事務所または地方航空局に申請が必要です。また、散布前には、「ドローン情報基盤システムDIPS2.0」への飛行計画の通報が必要です。これら手続きと併せて、散布計画・飛行計画を立てましょう。

※詳細は、以下、国土交通省HP(無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール)を確認してください。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

### (2) 飛行時の留意点

飛行前には、飛行場所周辺の建物や樹木、電線等の架線の位置を確認し、操作中は作業員や周辺住民に危被害が生じないよう、農林水産省の「マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に定めている安全対策を徹底しましょう(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/drone-4.pdf>)。

表 各法令と車両区分

|         | 小型特殊自動車   | 大型特殊自動車                              |
|---------|---|--------------------------------------|
| 道路交通法   | 長さ 4.7m以下<br>幅 1.7m以下<br>高さ 2.8m以下<br>最高速度 15km/h以下<br>上の条件を全て満たすもの | 左の条件を一つでも超えるもの                       |
| 道路運送車両法 | 最高速度 35km/h未満<br>車検不要   | 最高速度 35km/h以上<br>車検必要                |
| 地方税法    | 道路走行には市町村交付のナンバープレートが必要   | 道路走行には陸運支局(自動車検査登録事務所)交付のナンバープレートが必要 |

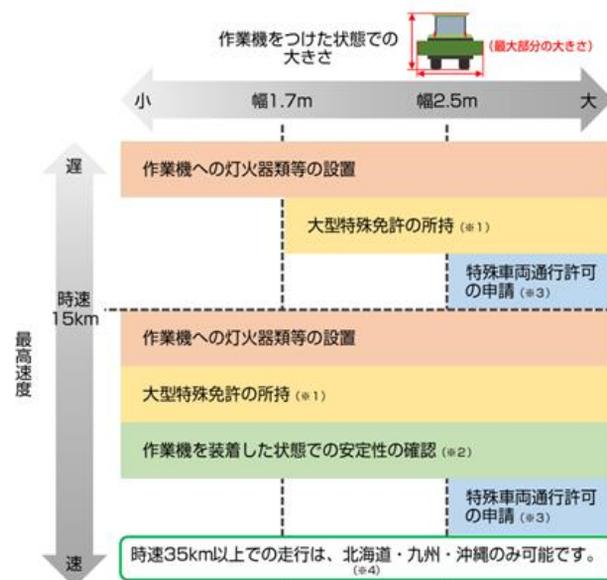


図 作業機を装着・けん引したトラクターが公道を走行するための対応例 出典:農林水産省HP

## 【根拠法令等】

- ・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)
- ・個別農業機械別留意事項(平成13年度農林水産省公表)
- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)
- ・道路法(昭和27年法律第180号)
- ・道路運送車両法(昭和26年法律第185号)
- ・航空法(昭和27年法律第231号)



## 規範項目 24

## 労働

## 危険を伴う作業の把握及び改善

作業を安全に行い、事故を防止することは、基本的かつ重要な事項です。作業の危険箇所や工程を把握し、それらを改善する対策を実施しましょう。

## 取組事項

- ・ 危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握する。
- ・ 危機対応のマニュアル(事故対応手順)を作成し、全作業者に周知する。
- ・ 高所作業や農薬散布等の危険を伴う作業に必要な能力及び資格を得るための教育訓練を実施する。
- ・ 事故の危険性が高い箇所は、安全に作業できるよう必要な整備を行う。
- ・ 暑熱、寒冷、粉塵、騒音、振動、照度等の作業環境に応じて安全な作業が実施できるよう対策を講じる。

農作業事故には、農業機械による事故に加え、鎌やはしごといった道具での怪我や足を滑らせたの怪我、熱中症等の事故も多く発生しています。

安心して農業を続けるためにも、農作業安全対策の一層の徹底が求められます。

## 【危険を伴う作業等の把握】

日頃から作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや改善、危険箇所の表示等の対策を講じておくことが大切です。

作業受託を行う場合には、委託者から、危険箇所や注意事項等について事前に聞き取り、事故防止に必要な対策を確認しておきましょう。

## 【危機対応マニュアル等の作成】

清潔な水や救急箱の用意、緊急時の連絡先など、実際に労働災害が発生した場合を想定した危機管理の対応マニュアルを作成しましょう。

## 【雇用者への教育訓練】

経営者には、労働安全衛生関係法令に基づき、雇用者への教育訓練の実施が義務付けられています。雇用者に対して、以下の事項に関する説明と教育訓練を行うことが必要です。

- (1) 機械や原材料等の危険性や取扱い
- (2) 安全装置や保護具等の取扱い
- (3) 作業手順
- (4) 作業開始時の点検
- (5) 業務に関して発生の恐れがある疾病の原因や予防
- (6) 整理整頓、清潔の保持
- (7) 事故時の応急措置や退避
- (8) その他、安全衛生のために必要な事項

また、フォークリフト、油圧ショベル、移動式クレーンなどの機械を運転する作業者は、特別教育又は技能講習の受講が必要です。技能講習・特別教育の詳細は、以下HPを確認してください。

(農林水産省HP) [https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html)

(富山県労働基準協会HP) <https://www.toyamarokikyo.or.jp/course/>

**【危険箇所の事故防止対策】**

**転落事故対策:** 危険箇所に表示板を設置するとともに、農道の曲がり角の隅切や路肩の草刈り、軟弱地の補強、ほ場出入り口の傾斜の緩和や幅広化が有効です。

**高所事故対策:** 滑り止めや手すりの設置、危険な枝の剪定等が有効です。また、脚立やはしごを使用する場合は、開き止め等の固定金具を確実にロックしてから使用しましょう。

**挟まれ事故対策:** 十分な作業スペースの確保や、作業者同士で安全確認の合図を決めることが有効です。  
 なお、危険性の高い作業を1人で行う時は、責任者等に作業内容や作業場所、終了予定時刻等を必ず伝えておきましょう。

**【環境対策】**

**暑熱:** こまめな水分・塩分摂取や休憩、日よけの設置、通気性の確保等に取り組みましょう。

**寒冷:** 急激な温度変化に注意し、定期的な休憩等に取り組みましょう。

**粉塵:** 防塵めがねや防塵マスクを着用し、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施しましょう。

**照度:** 適切な光源を用意し、視界の確保に努め、逆に明るすぎる環境ではサングラスや遮光カーテン等で明るさを調整しましょう。夜間作業の対策として、反射板や反射シールの活用、外灯の整備に努めましょう。

**酸欠:** 酸欠の危険がある場所では、1人で作業を行わないようにするとともに、作業場所、作業時間を責任者等に事前に知らせておき、十分な換気や危険表示等を実施しましょう。

**【作業姿勢・重量物取扱いの注意】**

著しく腰を曲げる姿勢や長時間にわたり同じ姿勢を続ける作業では、作業台の高さや棚の配置を工夫するなど、作業改善に努め、定期的な体操や休憩時間を確保しましょう。

米袋など重量物の移動には、台車などを利用し、身体への負荷を軽減する工夫をしましょう。

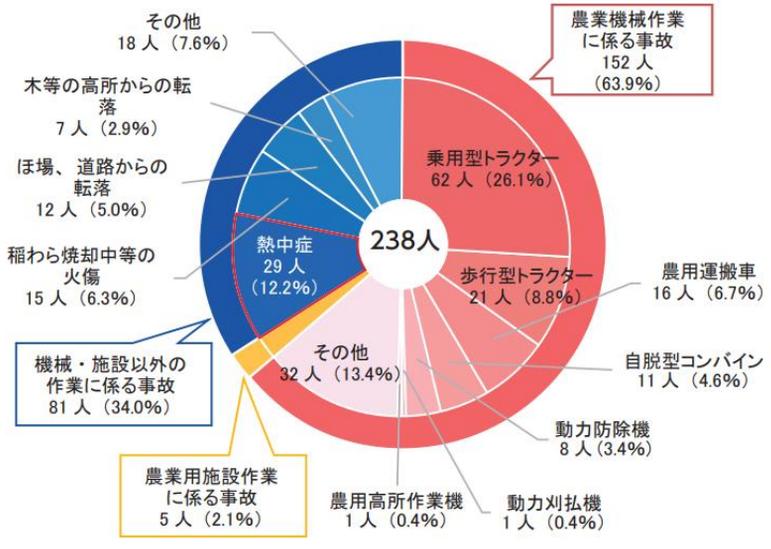


図 全国での要因別の死亡事故発生状況(R4) 出典: 農林水産省資料

**【根拠法令等】**

- ・農作業安全のための指針について(平成14年度農林水産省通知)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年度農林水産省通知)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)



## 規範項目 25

## 労働

## 人権

## 危険を伴う作業に対する制限

飲酒や病気・負傷・過労等により正常な作業が困難な場合は作業をしないか、作業内容を制限する必要があります。特に、機械作業や高所作業、農薬散布作業など危険を伴う作業には従事しないことが重要です。

また、高齢者・女性・年少者等が行う作業についても、事故防止のため、作業内容に配慮しましょう。

## 取組事項

- ・ 余裕をもった作業計画を立てる。
- ・ 1日あたりの作業時間を設定し、定期的に休憩をとる。
- ・ 定期的な健康診断の受診等、健康管理に取り組む。
- ・ 高齢者・女性・年少者が行う作業内容に配慮する。

高齢者、女性、年少者への配慮及び、作業者の過労状況などに配慮した作業計画を立て、事故防止の徹底を図ることが大切です。

## 【作業の割り当て】

次の者は、機械作業、高所作業等の危険を伴う作業に従事しない、又はさせないことが重要です。それ以外の作業であっても、必要に応じて作業内容を制限しましょう。

- (1) 飲酒し、酒気を帯びている者
- (2) 薬剤を服用し、作業に支障がある者
- (3) 病気、負傷、過労により、正常な作業が困難な者
- (4) 妊娠中及び産後1年を経過していない女性(特に当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者)
- (5) 年少者
- (6) 作業の未熟練者(熟練作業者の指導の下で行う場合は除く)
- (7) 機械操作や化学物質等を取扱う作業において、必要な資格を有していない者

## 【作業時間】

1日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、定期的な休憩の取得、準備体操の実施を計画に盛り込みましょう。

**【作業計画の見直し】**

作業に無理が生じると、結果的に事故発生の原因になります。余裕をもって無理のない計画を立てることが大切です。

また、気象条件等により作業に変更が必要となった場合は、速やかに作業を中断し、作業計画を見直しましょう。また、複数名で作業する際は、事前にその日の作業について打合せを行いましょう。

**【健康状態の把握】**

定期的に健康診断の受診を受ける等、日頃から健康管理に努めましょう。疾病がある場合は、医師等健康管理の専門家に相談し、休暇の取得や作業の分担、見直しを行いましょう。

**【高齢者・女性・年少者への配慮】**

高齢者については、加齢に伴う心身機能の変化することを踏まえ、作業分担に配慮しましょう。また、作業現場は誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化を進め、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮しましょう。

女性(特に妊娠中及び産後1年を経過しない女性)や年少者に対しては、重量物の取扱いをはじめ、高所作業、著しい振動環境下にある作業及び深夜の作業を行わせないようにしましょう。

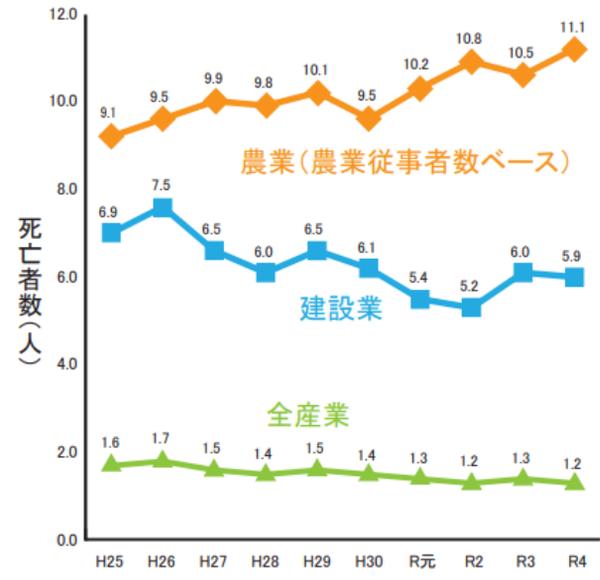


図1 全国における就業人口10万人当たりの死亡事故者数の推移 出典:農林水産省資料

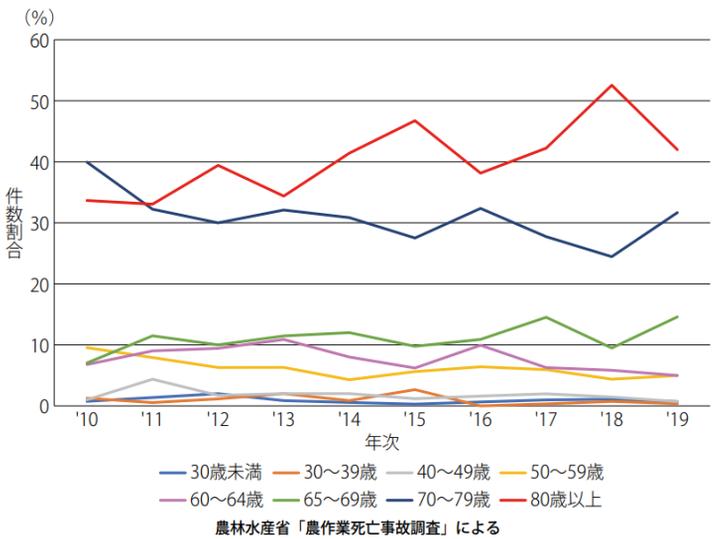


図2 農作業死亡事故の年齢層別の推移 出典:(一社)日本農業機械化協会 農作業指導安全マニュアル

**【根拠法令等】**

- ・農作業安全のための指針について(平成14年度農林水産省通知)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年度農林水産省通知)
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)



規範項目 26

労働

# 安全作業のための服装や保護具の着用・管理

安全に作業を行うため、全作業者が、各作業に適した服装や保護具を着用し、事故の未然防止に努めましょう。

## 取組事項

- ・ 作業内容や作業環境、天候等を考慮した服装や保護具を適切に着用する。
- ・ 粉塵・飛散物が発生する場合は、必ず保護めがねやマスクを着用する。
- ・ 農薬散布前には、農薬のラベルを確認し、ラベルの表示や注意事項に基づく安全作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行う。
- ・ 使用後の作業衣、保護具は適切に洗浄・乾燥し、他への汚染がないよう保管するなど適切に管理する。

作業中の怪我や病気を防ぐために、作業内容やその環境に応じた服装や保護具を着用する必要があります。暑いからといって肌を露出したり、邪魔だからといって安易に手袋を外すことは重大事故につながります。また、熱中症等の対策には服装と合わせて、作業する時間帯の考慮やこまめな休息が有効です。

### 【適切な服装、保護具の着用】

#### (1) 頭部の傷害防止

転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や公道走行の際には、ヘルメット等の頭部の保護具を用いる。

#### (2) 顔面の傷害防止

飛散物が顔面に当たる危険性のある作業では、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を用いる。

#### (3) 巻き込まれ防止

回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装で、頭髮は短くまとめ帽子やヘルメットをかぶる。また、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものは身に付けず、手袋もはずす。

#### (4) 手の傷害防止

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を用いる。

#### (5) 足の傷害及び転倒の防止

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある作業を行う場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いる。また、草刈りなど斜面や法面での作業時には、スパイクの着用など滑らない履物を選択する。

## 【環境対策】

### (1) 暑熱環境

帽子の着用や汗を発散しやすい服装で、作業場所に日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するよう心がけ、水分・塩分をこまめに補給する。

### (2) 寒冷環境

血行障害や作業ミス防止のため、防寒着や防寒手袋を着用し、朝夕の低温な時間帯を外し作業を行う。また、作業時間をなるべく短縮し、こまめな休息をとり、体を温める。

### (3) 騒音対策

耳栓やイヤーマフを着用し、あらかじめ作業に必要な合図を決めておき、騒音下の連続作業は避ける。

### (4) 振動対策

防振手袋を着用し、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯を避ける機械操作を行う。

### (5) 照度対策

明るすぎる場合はサングラスや遮光カーテンを利用する。夜間作業では、十分な照明を用意し、反射テープ等で目立たせ、音や光による合図を行う。

## 【農薬使用時の保護具等】

### (1) 散布前

防除器具の点検・整備を事前に行い、専用の作業衣、保護具を着用する。

マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用する。

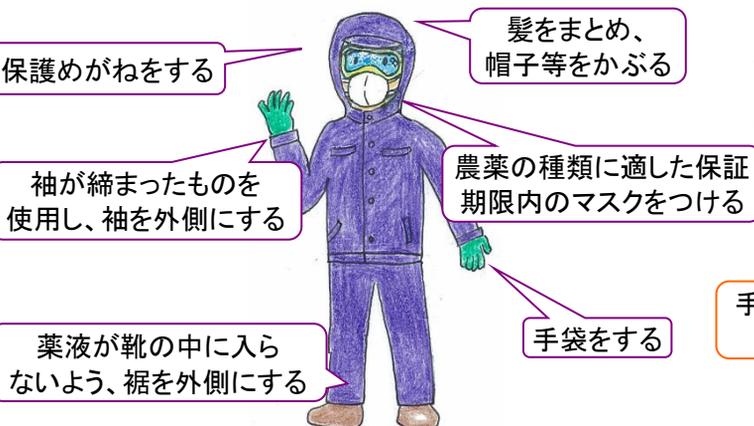
農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合を確認する。

### (2) 散布作業後

速やかに作業衣、保護具を洗浄し、洗浄後は、農産物等への汚染の無い場所で保管する。

取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換する。

### 農薬散布時の服装



### コンバイン作業時の服装



## 【根拠法令等】

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(令和2年度農林水産省公表)



## 規範項目 27

## 環境

## 労働

## 安全な草刈りの実施

地域の環境保全のために、畦畔や農地の法面の草刈りは重要な作業です。草刈作業は、作業者の安全性を確保し、刈草の処理についても十分配慮することが必要です。

## 取組事項

- ・ 安全確保のため、草刈前に現場の状況を把握する。
- ・ 防護具を着用し、安全な操作方法で草刈機を使用する。
- ・ 刈草を用排水路に流さない。

草刈りは、雑草地からの害虫の移動や周辺住民へ迷惑にならないよう刈草の処理に配慮するとともに、安全な操作方法で草刈機を使用することが必要です。

## 【作業現場の安全確認】

作業前に、石や空き缶など、作業者や周囲に危害を与えるものが放置されていないことを点検するなど、現場の安全を確認しましょう。

作業時には、裾・袖口が締まっている作業服や保護めがね、すね当てなど、適切な服装、防護具を着用しましょう。

2人以上で作業をする場合は、常にお互いの距離を保ちましょう。

法面や傾斜地での事故が多く発生しています。滑らないようスパイクがついた靴を使用するとともに、足場を確保しながら、等高線方向に安定した姿勢を確保して作業を行いましょう。また、危険箇所では、草刈機を使用せずに手刈りすることも必要です。さらに、法面や傾斜地に階段を設けることも検討しましょう。

## 【防護具等の活用】

草刈機を長時間使用すると、その振動で手指の血行障害や、騒音で難聴などを引き起こす可能性が指摘されています。長時間の作業は避け、防振手袋や高音部のみ遮音する耳栓などの防護具を装着しましょう。

また、転倒時など緊急時に手を離すと、回転速度が下がり刃が止まる、動力遮断装置が搭載された機種を積極的に利用しましょう。

## 【刈草の適正な処理】

刈草を川や用排水路に流すと、下流域の人の水利用や生活に影響を与えるので絶対にやめましょう。

# 刈払機の適正な使用を！



## 刈払作業中の事故

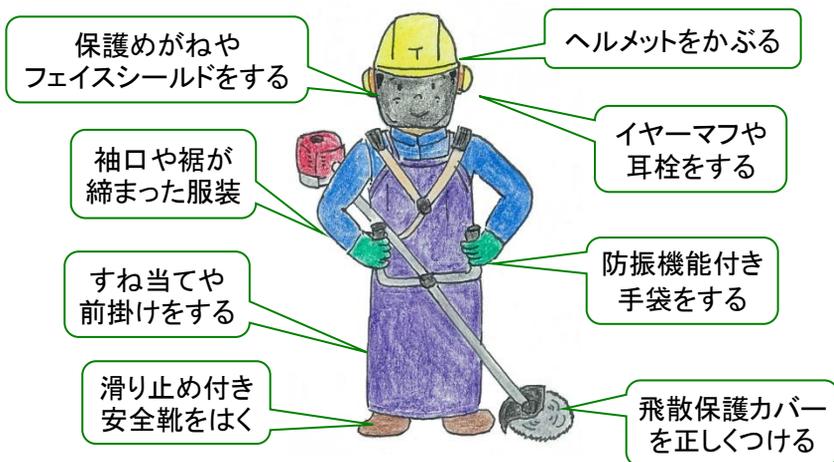
- 竹にあたった刃が跳ねて、右足を受傷
- 飛散した植物の破片により右目を受傷
- エンジンを切らずに絡まった草を取り除こうとした際、手を受傷

## 事故防止のため、次の点を必ず守りましょう

- ✓ 取り扱い説明書を読みましょう。
- ✓ 保護具を身につけましょう。  
保護眼鏡、ヘルメット、安全靴、すねあて、作業手袋(軍手×)等
- ✓ 肩掛けバンドを装着しましょう。  
適正な長さで装着すると、転倒した際、刈刃が身体に触れにくくなります
- ✓ 周囲に人がいないことを確認しましょう。
- ✓ 高所の枝払いなど、目的外使用はやめましょう。
- ✓ 刈る草が柔らかい場合や、構造物周辺での作業では、ナイロンカッターを使用しましょう。
- ✓ 刃に草や異物が詰まったときはエンジンを停止する、バッテリーを外す等の対策をとりましょう。

図 草刈機の適正使用の啓発チラシ  
出典：農林水産省資料

## 草刈機作業時時の服装



### 【根拠法令等】

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(令和2年度農林水産省公表)